

2025～26年度 RI第2650地区

創立 昭和36年6月28日

承認 昭和36年8月 3日

勝山ロータリークラブ週報

例会日 毎週火曜日 12:30～13:30

例会場 勝山市市民交流センター

〒911-0811 福井県勝山市片瀬町1丁目402番地

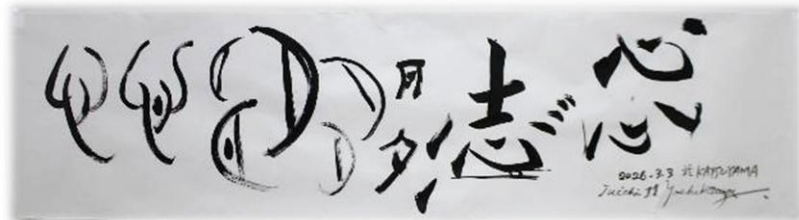
TEL 0779-87-7761 FAX 0779-87-7760

URL: <https://rid2650.gr.jp/club-katsuyama>

Email: katsuyamarc@gmail.com

■会長 滝川 博則 ■幹事 辻 利津子

編集発行・文責 公共イメージ委員会



会長メッセージ

～ 縁（えにし）を継なく ～

第3123回 例会 (5月12日)

●会長スピーチ

会長 滝川 博則

5月は「青少年奉仕月間」であります。

ロータリーにおける青少年奉仕は、単に子ども達を支援する活動ではなく、未来の地域を育てる大切な奉仕であります。

今週は3班に分かれて炉辺会議が開催されます。普段の例会とは少し違い、自由な雰囲気の中で本音を語り合える大変貴重な機会です。

ぜひその中で、「勝山の未来に何を残せるのか」「今の子ども達や若者にどんな経験を届けられるのか」そんな議論が活発に行われる事を期待しております。

勝山には、他の地域にはない大きな財産があります。恐竜をはじめとする世界的な地域資源、豊かな自然、長い歴史と文化、そして人と人とのつながりです。

だからこそ、「勝山だからできる」「勝山にしかできない」青少年奉仕事業が必ずあると思っております。

例えば、自然体験、化石発掘、国際交流、地域文化継承、あるいは新しい時代に向けた学びの場づくりなど、可能性はまだまだ広がっているのではないのでしょうか。

そして何より若い世代が「勝山って面白い」「この町に関わりたい」と感じてもらえる事が、未来の地域づくりにつながっていくと思います。

炉辺会議では、ぜひ自由な発想で、夢のある意見、前向きな意見を出し合ってくださいと思います。

勝山ロータリークラブらしい、そして未来につながる青少年奉仕の種が生まれる事を期待し、本日の会長スピーチといたします。

●幹事報告

幹事 辻 利津子

○「ガバナー賞」投稿について ガバナー事務所

○公開例会のご案内 鯖江ロータリークラブ

日時 令和8年6月19日（金）12時～13時30分

・文化プログラム 13時から

会場 鯖江商工会議所 4階大ホール

出演者 マリンバ・パーカッション デュオ

Pulse Du（パルス ドゥ）平岡愛子様 山崎智里様

希望者は事務局まで

○現新理事役員会を5月19日に開催します。

○活動計画、活動報告の提出をお願いします。

●出席報告

山内 智子

5月12日 欠席5名 75%

4月28日 欠席7名 65%

●委員会報告

●親睦ロータリー家族委員会

幅田 浩二

・最終例会のご案内 6月23日18:30 谷よしにて開催します。19日までに会費を添えてお申し込みください。

・5月26日（火）新緑例会は18時に勝山市役所を出発しますのでよろしくお願いします。

●クラブラーニングファシリテーター

多田 慶一郎

炉辺会議の報告を来週の例会にて行います。

●ニコニコ報告

笠松 誠一

会員誕生

中道直司・和田耕三

上山弥一・飯田ひとみ

結婚記念

辻利津子・滝川博則・田中三津彦

多田慶一郎・幅田浩司

伴侶誕生

和田達也・梅田秀司

届出欠席

和田達也・織田昌弘



4月26日(日)「クリーンアップ九頭竜川」に参加しました



本 日 プログラム	会長エレクト卓話 炉辺会議 報告	5月26日 プログラム	新緑例会	6月2日 プログラム	長山ロータリー 公園清掃	6月9日 プログラム	クラブ協議会
--------------	---------------------	----------------	------	---------------	-----------------	---------------	--------

ゲスト卓話

税務行政と査察調査

大野税務署 署長 鍛冶 望 様



ただいまご紹介にあずかりました、大野税務署長の梶でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

限られた時間ではございますが、まずは簡単に自己紹介をさせていただきます。私の出身は、実は北陸ではなく京都でございます。

京都市北区にございます世界遺産の上賀茂神社の近くで育ちました。地元の大学を卒業後、平成4年、今から34年前になりますが、4月に大阪国税局に国税専門官として採用されました。最初の配属先は、大阪と京都の中間に位置する茨城（いばらき）税務署で、個人課税部門で4年間勤務いたしました。

その後、金沢国税局への転局を希望し、北陸の地へまいりました。いわゆるIターンという形でございます。金沢市内に居を構え、昨年、2025年の7月10日に大野税務署長として着任し、現在は本市内に住んでおります。

早いもので、私は今年で定年を迎えます。この7月9日をもって退職となりますので、残りの任期も2ヶ月余りとなりました。本来であれば、もっと早い時期に皆様とお会いし、一年間を通じて交流を深めさせていただければよかったと、少し心残りに感じております。

金沢国税局に来てからは、国税局本庁のほか、富山、金沢、松任、小松、そして福井県内では武生と小浜の税務署で勤務してまいりました。金沢国税局管内には15の税務署がございしますが、北陸3県をまんべんなく経験させていただいたと感じております。直前の勤務は、9年間在籍した査察部門でございました。本日は、その経験も踏まえながら、皆様にお話をさせていただきたいと存じます。

私たちの暮らしと税金

私たちの身の回りには、健康で文化的な生活を送るために、国や地方公共団体による多くの公共サービスが存在しています。

例えば、ごみの処理には、国民1人当たり年間約2万円。犯罪や事故の防止、消火活動のためには、1人当たり年間約4万3000円が使われています。また、公立学校に通う生徒1人当たりの年間教育費は、小学生で約97万円、中学生で約112万円、高校生で約106万円にのぼります。これを小中高校の12年間で合計しますと、1人当たり約1240万円という莫大な金額になります。

これらの公共サービスの費用は、主に皆様からお納めいただいている税金によって賄われております。「税金は高い」というご意見を耳にすることもございますが、例えばお子様1人にかかる1240万円という教育費を、すべて個人で負担できるか、という視点で考えてみますと、税の役割についてまた違った見方ができるのではないかと考えております。

国税庁の使命と申告納税制度

私ども税務署が所属する国税庁の使命についてお話しいたします。日本の税制度は、納税者の皆様が自ら所得などを計算・申告し、納税額を確定させ、納付する「申告納税制度」を採用しております。

この制度が適切に機能するためには、納税者の皆様が高い納税意識を持ち、自発的に納税義務を履行していただくことが不可欠です。そこで国税庁は、「納税者の自発的な納税義務の履行を、適正かつ円滑に実現する」ことを使命として掲げております。

この使命を果たすため、国税庁は三つの任務を柱としています。

一つ目は「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」。

二つ目は「酒類業の健全な発達」。

三つ目は「税理士業務の適正な運営の確保」でございます。

ちなみに、この大野税務署の管内には4つの酒蔵とワイナリーがございます。良質な水に恵まれ、大変素晴らしいお酒が造られており、私も勝山の「一本義」などを愛飲させていただいております。

査察調査（マルサ）の仕事とは

それでは、本日の本題でございます、査察調査についてお話を移してまいります。

皆様が「査察に入られた」とお話しされているケースの多くは、実は税務署や国税局の課税部門による「任意調査」であることがほとんどです。

所得税や法人税の一般的な調査が年間10万件以上行われているのに対し、査察調査の着手件数はわずか154件です。査察調査は、極めて悪質な脱税が疑われる事案に対して行われる「強制調査」であり、非常に限られたものであることをご理解いただければと存じます。

査察の仕事は、大きく二つに分かれます。一つは、悪質な脱税者を見つけ出す「情報担当者」。我々の間では、情報の「情」ととって「情（なさけ）」と呼んでいます。もう一つは、実際に強制調査を行い、検察官への告発までを担当する「調査担当者」。こちらは調査を「実施」することから「実施（じっし）」と呼ばれています。

「情（なさけ）」は、申告書や決算書の分析はもちろん、新聞や雑誌、インターネット、さらには投書など、あらゆる情報源から脱税の端緒を探します。時には、張り込みや、客として店を利用するといった内偵調査も行い、脱税の疑いを固めていきます。

脱税の嫌疑が濃厚となり、調査に着手することが相当であると判断されると、事件は「実施（じっし）」に引き継がれます。裁判所から搜索差押許可状、いわゆる令状の発付を受け、強制調査に着手します。

差し押さえる証拠物件は、帳簿書類だけでなく、脱税の動機や方法、脱税によって得た財産の使い道を示すものなど、数百点、多いときには千点以上に及ぶこともあります。その後、差し押さえた物件の分析や関係者への質問調査を重ね、検察官とも相談しながら、刑事事件として告発できるかどうかを慎重に検討します。この期間は、早くても半年、長い場合は数年かかることもございます。

隠された脱税資金（たまり）の実態

脱税事件における最も重要な証拠の一つが、脱税によって不正に蓄えた資金、いわゆる「たまり」です。これは、殺人事件における「死体」に例えられるほど決定的な証拠となります。

査察官は執念で「たまり」を探し出します。夜を徹して搜索を続けることも珍しくありません。

本日お話しいたしましたように、査察制度は、悪質な脱税者を断固として許さず、税の公平性を守るための最後の砦です。

査察官は、「脱税は必ず見つかる、そして我々が見つければ出す」という強い信念のもと、日々努力を重ねております。

納税者の皆様の自発的な納税義務の履行があつてこそ、私たちの社会は成り立っています。この査察制度の存在が、正直者が馬鹿を見ることのない、公平な社会の実現に繋がっていると信じております。

短い時間ではございましたが、税務行政、特に査察制度の一端をご理解いただけたら幸いです。

ご清聴いただき、誠にありがとうございました。